

大分県報

平成二十八年
第二七四四号
一月十二日

（火曜日）

目次

告示

特定非営利活動法人の設立認証申請（二件）	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	一
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）	二
指定予定保安林（二件）	二
大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更	三
道路区域の変更	六
道路の供用開始	七

○告示

大分県告示第十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。

平成二十八年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 HUGKUMU

三 代表者の氏名

森 崎 昌 敏

四 主たる事務所の所在地

大分市東大道一丁目六番二十四号

五 定款に記載された目的
この法人は、在宅の障害のある方で、外で働く意志を持ちながらもその場所や機会のない方や、各種サービスを受けていない方などが利用する作業所等を運営し、障害者の福祉的就労の場を提供することにより社会参加を促進し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

大分県告示第十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。

平成二十八年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 マック ネット システム

三 代表者の氏名

武 石 好 春

四 主たる事務所の所在地

玖珠郡玖珠町大字日出生千四百二十四番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、がん患者やその家族のサポート及び各医療機関や福祉施設に関する情報を発信し、活用してもらうことで医療・福祉の連携の強化を図り、がん患者やその家族の生活の質の向上及び将来の高齢者の医療・福祉や生活の質の向上に寄与することを目的とする。

大分県告示第十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十八年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあつた年月日

平成二十七年十二月十七日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 USA ネットワーク

三 代表者の氏名

里見 和俊

四 主たる事務所の所在地

宇佐市大字下拝田百九十七番地の三

五 定款に記載された目的

本法人は、「神興発祥の地宇佐」を中心とした文化及び歴史の保存と地域振興に貢献するとともに、郷土を愛する心、更に平和を愛する心を育て青少年の健全育成と日本文化の進展に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

- 会員に関する事項の変更
- 役員に関する事項の変更
- 総会に関する事項の変更
- 理事会に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営農村振興総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し異議の申立てをすることができる。

平成二十八年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地 区 名

縦 覧 期 間

縦覧場所

野津地区広原工区

平二八・一・一二から
平二八・二・一まで

臼杵市役所

大分県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成二十八年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市犬飼町高津原字仁ノ谷一四九九番一、一四九九番九、字平畑一七二三番一、字笹原一八三三番一、一八三三番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成二十八年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市荻町南河内字穴井津留一五四番、一六一番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字六井津留一五四番(次の図に示す部分に限る。)、一六一番二
 (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部
 森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第十八号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項及び
 第八項の規定により、大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成二十七年大
 分県告示第十四号)の全部を平成二十七年十二月十七日付けで次のとおり変更したので、同
 条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。
 平成二十八年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- 1 本県の海面漁業は、平成二十五年の生産量で全国第二十四位、生産額で全国第二十三位と、全国で中位の漁獲水準にある。また、まき網漁業漁獲物を利用した水産加工業も盛んであり、県下沿岸域において、水産業は中核的な産業となっている。
 - 2 本県水域は、豊前海及び伊予灘西部域を含む瀬戸内海海域と黒潮系水の影響を強く受ける豊後水道海域とに大別され、これら両海域が豊予海峡周辺で接している。このため、県内の水産資源は、瀬戸内海海域あるいは豊後水道海域に固有の資源と両海域に分布又は回避する資源等とが混在し、魚介類の種類及び量ともに豊富で、全国的にも有数な漁場を形成している。
- 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られている。本県海域での生産量については、平成二十五年は前年よりアジ類、イカ類が増加したものの、イワシ類、サバ類、タチウオ、マグロ・カジキ類が減少し、十・八パーセント減の

三万六千八百八十トンとなっている。本県水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。
 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、海洋生物資源について種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量及び海域別の漁獲努力可能量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 また、第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源以外の県下沿岸域の主要資源については、種苗放流を積極的に実施し、適正な漁業管理を進めるとともに、資源の有効利用のために必要な調査を行い、総合的な資源管理を実施するものとする。
 5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県への入漁船及び他県からの入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。
 6 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行うていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産研究部を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
 7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
 8 本県における漁獲可能量制度においては他県からの入漁者の採捕実績に適切な配慮を払うものとする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
 1 第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる平成二十七年の期間及び知事管理量は、次のとおりである。

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成二十七年一月から平成二十七年十二月まで	若干

まいわし	平成二十七年一月から 平成二十七年十二月まで	若干
まさば及びごまさば	平成二十七年七月から 平成二十八年六月まで	若干
<p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる平成二十八年の期間及び知事管理量は、次のとおりである。</p>		
第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成二十八年一月から 平成二十八年十二月まで	若干
まいわし	平成二十八年一月から 平成二十八年十二月まで	若干
まさば及びごまさば	平成二十八年七月から 平成二十九年六月まで	(注)
<p>(注) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。</p>		
<p>三 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項</p>		
<p>1 第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、平成二十七年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりとする。なお、海域別及び操業期間別の数量は定めない。</p>		
<p>また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業については、「若干」とすることとした。</p>		
<p>さらに、当該漁獲圧が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、明示しないこととした。</p>		
<p>まあじ</p>		
<p>中型まき網漁業</p>		
<p>小型まき網漁業</p>		
<p>若千</p>		
<p>(注) 中型まき網漁業とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第二項に規定する漁業をいい、小型まき網漁業とは、漁業法第六十六条第二項に規定する漁業をいい、小型まき網漁業とは、大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）第七条第三号に規定する漁業をいう。</p> <p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、平成二十八年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりとする。なお、海域別及び操業期間別の数量は定めない。</p> <p>また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業については、「若干」とすることとした。</p> <p>さらに、当該漁獲圧が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、明示しないこととした。</p> <p>まあじ</p> <p>中型まき網漁業</p> <p>若千</p> <p>小型まき網漁業</p> <p>若千</p> <p>(注) 中型まき網漁業とは、漁業法第六十六条第二項に規定する漁業をいい、小型まき網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第三号に規定する漁業をいう。</p> <p>四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>1 まあじ</p> <p>中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、これら漁業を営む者に対しては、海洋生物資源の採捕の数量及び漁獲努力量等の報告に関する規則（以下、「規則」という。）に基づき採捕数量等の報告を義務付けることとする。</p> <p>また、これらの漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規則と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。</p> <p>さらに、まあじ採捕を目的とするその他の漁業及び遊漁にあつては、その実態の把握に努めることとし、数量管理のあり方等について検討するものとする。</p> <p>2 まいわし、まさば及びごまさば（共通施策）</p> <p>中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、これら漁業を営む者に対しては、規則に基づき採捕数量等の報告を義務付けることとする。</p> <p>また、これらの漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。</p>		

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

1 平成二十七年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	九月一日から 十二月三十一日まで	一三、五〇〇
まごがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業)	周防灘	一月一日から 二月十日まで	二、四四五

(注) さわら流し網漁業とは、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成八年農林水産省令第三十一号)第一条第六号に規定するさわら流し網漁業をいい、小型機船底びき網漁業とは、同条第二号に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

2 平成二十八年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	九月一日から 十二月三十一日まで	一三、五〇〇
まごがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業)	周防灘	一月一日から 二月十日まで	二、四四五

(注) さわら流し網漁業とは、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第一条第六号に規定するさわら流し網漁業をいい、小型機船底びき網漁業とは、同条第二号

六 規定する小型機船底びき網漁業をいう。

1 平成二十七年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さわら流しさし網漁業	瀬戸内海	九月一日から 十二月三十一日まで	一三、五〇〇
まごがれい	小型機船底びき網漁業(うちこぎ網漁業及び貝けた網漁業)	周防灘	一月一日から 二月十日まで	二、四四五

(注) さわら流しさし網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第六号に規定するさし網漁業のうち、県知事の許可を受けてさわらを目的として操業する流しさし網漁業をいい、こぎ網漁業及び貝けた網漁業とは、同規則第六条に規定する小型機船底びき網漁業のうち、手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業貝けた網漁業をいう。

2 平成二十八年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さわら流しさし網漁業	瀬戸内海	九月一日から 十二月三十一日まで	一三、五〇〇
まごがれい	小型機船底びき網漁業(うちこぎ網漁業及び貝けた網漁業)	周防灘	一月一日から 二月十日まで	二、四四五

(注) さわら流しさし網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第六号に規定するさし網漁業のうち、県知事の許可を受けてさわらを目的として操業する流しさし網漁業をいい、こぎ網漁業及び貝けた網漁業とは、同規則第六条に規定する小型機船底びぎ網漁業のうち、手繰第二種漁業・こぎ網漁業及び手繰第三種漁業貝けた網漁業をいう。

七 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 さわら
瀬戸内海等のさわらの資源回復を図るために、「大分県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。
知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。
- 2 まごがれい
周防灘のまごがれい等七魚種の資源回復を図るために、「周防灘小型機船底びぎ網漁業対象種の資源管理に関する覚書」及び「大分県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。
知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

大分県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道三八七号	宇佐市院内町温見字四反田二一六番二から 宇佐市院内町温見字四反田二一六番二まで	前	二一・六 ～一九・二	五三・九
		後	三六・二 ～三〇・五	五三・九
一般国道三八七号	宇佐市院内町温見字四反田二一六番二から 宇佐市院内町温見字荷付石一一七番二まで	前	一九・八 ～一五・六	六七・五
		後	四九・八 ～三二・四	六七・五
一般国道五〇〇号	別府市石垣東一〇丁目一〇〇番三六一地内	前	一九・二 ～一九・二	一七・八
		後	二九・二 ～二九・二	一七・八
県道糸原杵	杵築市大字大内字先谷二〇六四番一から 杵築市大字大内字浜四四七番二地先まで	前	一四・四 ～四・八	一、一一〇・〇
		後		

築線 杵築市大字大内字先谷二〇六四番 一から 杵築市大字大内字浜四四二四番四 まで	後	三 一・〇 〇・〇 〇	一、一一・五
	大分県告示第二十号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の 供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年一月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え 置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年一月十二日 大分県知事 広瀬 貞		
道路の種類及び路線名 一般国道三三七号	供用開始区間 宇佐市院内町温見字四反田一一六五番地先 から 宇佐市院内町温見字四反田一一六〇番二ま で 宇佐市院内町温見字四反田一一六七番二か ら 宇佐市院内町温見字荷付石一一七六番二ま で	供用開始年月日 平二八・一・一二	
一般国道五〇〇号	別府市石垣東一〇丁目二八三九番二から 別府市石垣東一〇丁目二八三八番二まで		
県道系原杵築線	杵築市大字大内字先谷二〇六四番一から 杵築市大字大内字浜四四二四番四まで		

平成二十八年一月十二日

大分県報（告示）